

「労働時間」とは？

- 「労働時間」とは、一般的に、使用者の指揮監督のもとにある時間をいい、現実作業に従事している時間のほかに、いわゆる「手待時間」(※)も「労働時間」となる。
(※)例えば、貨物の積込係が貨物自動車の到着を待機して身体を休めている場合、運転手が2名乗り込んで交替で運転に当たる場合において運転しない者が助手席で休息し、又は仮眠しているときなど
- 労基法第34条の「休憩時間」と「手待時間」との相違は、使用者の指揮監督のもとにあるか否か、換言すれば、労働者の自由利用が保障されているか否かにある。

【参考】最高裁判例(平成12年3月9日最高裁第一小法廷判決「三菱重工業長崎造船所事件」)

労働基準法上の労働時間とは、「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に決まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。」

いずれにしても **適正な労働時間管理** が重要